

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会
廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ第2回会合

日時 平成25年8月6日（火）13：58～14：43

場所 経済産業省本館17階国際会議室

○伊藤政策課企画官

では、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまより総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会のもとに設けられました、第2回——名称変更後の2回目ということでございますけれども——廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを開催させていただきます。

私、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課企画官の伊藤でございます。事務局からの説明を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日は大変ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行は、恐縮でございますけれども、山内座長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長

それでは、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

早速でございますけれども、始めさせていただこうと思います。

これまで2回、この会議を開催いたしまして、さまざまご議論、あるいはご意見を伺ってまいりました。本日は、それらを踏まえまして、今日、資料3として用意していただいておりますけれども、「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策（案）」ということで、このワーキンググループの取りまとめ（案）をまとめていただきました。

まずは、これを事務局からご説明いただいて、ご審議を願いたいというふうに思います。

それではよろしくお願いいたします。

○伊藤政策課企画官

では、資料3をお開きいただければと思います。

目次に続きまして、1ポツ以降、基本的にこれまでのご審議いただいた結果、そして事務局からのご説明をレポートの形でまとめさせていただいたということでございます。これまでの事務局の説明と重なる部分もあることをご容赦いただきまして、できるだけ簡潔にご紹介申し上げた

いと思います。

まず、1ポツの「はじめに」におきましては、原子力安全規制をめぐる大きな環境の変化等がございましたということで、本ワーキンググループにつきましては、廃炉に係る現行の料金、そして会計制度が廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証し、必要に応じて見直しを行うことをミッションとしまして立ち上げられたということが記載されております。

ページをおめくりいただきますようお願いいたします。

3ページ、2ポツ、原子力発電所のライフサイクル、こちらにつきましても1回目の会合で説明申し上げたとおり、原子炉設置者につきましては、原子炉等規制法に基づきまして原子炉の廃止措置計画を定めることとされております。その廃止措置計画の中におきましては、系統除染、安全貯蔵、解体撤去の3工程に分割して作業が進められていくということでございます。

4ページ、おめくりください。

3ポツにおきましては現行のルール、そしてどのあたりに問題があるかということをもとめてございます。

まず、本ワーキンググループの中心的な課題である1つ目の原子力発電設備の減価償却制度につきましてでございます。現行の料金原価の取り扱い、そして会計処理におきましては、以下のとおり処理されるということでまとめてございます。まず、建設、運転、廃止措置の3段階に分けて、建設段階におきましては、設備取得に応じて建設仮勘定に計上し、竣工後は電気事業固定資産（原子力発電設備）に振りかえるというルールになってございます。そして運転段階におきましては、基本的には耐用年数15年の定率法で減価償却を行います。仮に運転中に追加・更新投資を行った場合におきましては、建設段階と同様に建設仮勘定に計上し、竣工後に電気事業固定資産に振りかえることになってございます。そして廃止措置の段階におきましては、残存簿価を一括費用計上するというのが現行のルールでございます。

そこで、原子力発電は運転終了後におきましても安全機能の維持が必要である——先ほど原子炉等規制法との関係も申し上げましたが——というような特有のライフサイクルがございます。したがって、廃止措置中も電気事業の一環として、事業の用に供される設備が存在するというところでございます。

他方、これまで現行ルールのもとで運転終了を機に、個々の設備の役割がどうであろうと、役割の有無にかかわらず減価償却を停止いたしまして、ユニット全体の残存簿価を一括費用計上することとなっております。そこで、予期せぬ廃炉の場合におきましては、当該費用を料金改定時に原価算定期間中に生じる費用として見込むことができないということでございますので、現

実的に料金原価に算入されてこなかったということでございます。

5ページをおめくりください。

そこで、そのことから以下のような課題が出てくるということで整理をさせていただきます。

まず1つ目の課題としまして、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備の扱いということで、今後、バックフィットを求める新規制基準の導入等を通じまして、原子力発電所が想定よりも早期に廃炉となると、こういう可能性が想定されるわけでございますけれども、そういった場合には、運転終了時に一定の未償却の簿価が残るということが考えられるということでございます。

そして、今までのような料金原価上の取り扱い及び会計処理のままでは、本来的には電気料金で回収することが認められている費用が、実際には回収できなくなる可能性がある。そして電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、結果としまして、円滑かつ安全な廃炉措置に支障が生じるおそれがあるという課題について記載をさせていただきます。

減価償却に絡めて2つ目の課題がbのところでございます、事故炉の廃止措置についての課題でございます。昨年、東京電力から申請されました料金改定の際に、東電福島第一原発1号機から4号機の安定化維持費用につきましては料金原価に算入するというので整理をしたわけでございますけれども、その一方で、資本的支出につきましては事業者自ら特別損失として処理をし、料金原価に算入されないということとした例がございます。

ただし、その後平成24年9月の施行の改正炉規法によりまして、災害が発生した原子力施設——この場合には福島第一原発1号機から4号機ということでございますけれども——同法に基づきまして、特定原子力施設ということで既に指定をされてございます。その場合、これまでのような料金原価上の取り扱い及び会計処理を継続した場合におきまして、円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じるおそれがあるという課題について記載をさせていただきます。

下の、このワーキンググループの中心的な課題のもう一つでございます原子力発電施設の解体引当金制度でございます。現行のルールにおきましては、①現行の料金原価上の取り扱い及び会計処理ということでございまして、原子力発電施設解体引当金に関する省令——これは経産大臣省令でございますけれども——に基づきまして、毎年度、原子力発電所1基ごとの廃止措置に要する総見積額をまず算定をし、経産大臣の承認を得た上で、発電所1基ごとの発電実績に応じて解体引当金を積み立てると、これが法律上義務づけられてございます。生産高比例法という形をとっているということでございます。

そして、その前提となる想定総発電電力量につきましては、これもルールに基づきまして、運転期間を40年、そして平均的な設備利用率を76%という形でおきまして、その間に認可出力で稼

働した場合を前提に設定をさせていただきます。

言いかえれば、運転を終了すれば引き当てを行えないという仕組みになってございまして、想定よりも早期に廃炉となる場合など、解体引当金が結果として総見積額に達しないまま運転終了する可能性があるということでございます。

こうした場合、現行制度では運転終了時点で引当金の引き当てが総見積額に達していなければ一括費用計上という形で未引当相当額が費用計上されるということになっております。これが現行のルールでございます。

そして、そこから導き出される課題としまして、2年前の3.11以降、原子力発電所の長期にわたる稼働停止が各電力会社におきましても続いておりまして、実際に生産高比例法のもとでは解体引当金の引き当てがほとんど進んでいないと、こういう実態がございまして、また、原子力規制庁によるバックフィットを求める新規制基準の導入等を考慮しますれば、平均的な設備利用率を確実に見通すことがこれまで以上により困難となるということでございまして、これまでの生産高比例法の前提となる想定総発電電力量の設定が著しく難しくなるおそれがあるということでございます。

7ページの上のところでございますが、以上によりまして、上記のようなこれまでの料金原価、そしてその会計処理のルールをそのまま適用した場合には、本来的には電気料金で回収することが認められた費用が実際には回収できなくなる可能性がある。そして電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合におきまして、結果として円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じるおそれがあるという課題について記載をしております。

以上、現行ルールと課題につきまして、これまでの審議を通じてご説明申し上げ、そしてご審議いただきました。

それを踏まえて7ページ、4ポツの検証結果と対応策に整理をしております。

本ワーキンググループにおけるご審議、そして検証を通して、以下の点について確認をされたということで案を設けております。

まず、1点目といたしまして、原子力発電の特殊性としまして、ひとたび発電を開始すれば、運転終了後も一定期間にわたって放射性物質の施設外への拡散防止あるいは遮蔽などの安全機能の維持が必要であるということでございまして、また、炉規法に基づく廃止措置につきましては原子炉設置者の義務と、法律上も明確に位置づけられているということで、仮に廃止措置の義務を履行できないという場合には、法律的にも、そして社会的にも発電事業を継続していくことは著しく困難となるということでございます。したがって、長期にわたる廃止措置が着実に進められることが電気の供給を行うための大前提であるということで、廃炉となる原因のいかににかかわ

らず発電と廃炉は一体の事業であると、こういう整理をすべきであるということでご議論いただ
いてきております。

ワーキングの中では、主に以下のようなご意見をいただいております。

1点目として、簡潔にご紹介しますが、廃炉が確実に行われるのであるからこそ発電が
できるということで、発電と廃炉は一体の事業と見るべきであるというご意見。

また、東電の料金審査との関係におきましては、安定化維持費用は料金に入れ、そして廃炉に
ついて事業者自ら特損として処理したものは料金に入れずに、ある意味で自主カット的な扱いで
ありましたが、その際、廃炉の作業も電力会社の活動の一環として事業目的にかなうというこ
とで、電力の安定供給に資するという整理をしたというご発言。

そして3点目、廃止措置の期間中におきましても、電気事業を継続するための期間と考えた場
合に、これも含めて事業の一環と捉えられるということで、原子力の特殊性についてどこまでコ
ンセンサスを得られるのかというのが重要であるということご意見。

そして最後に、発電終了後、廃炉のための設備が必要でありまして、場合によっては追加で設
備を取得する必要があるということについても理解をし、むしろこれまでのルールでなぜ運転終
了後すぐに減価償却がとまることとなっていたのか、むしろそちらのほうが不自然である、こ
ういったご意見をいただいております。解体引当金についても同じ印象というご意見もございま
した。

下の8ページで、電気料金との関係を整理してございます。電気料金は言うまでもなく、電気
事業法におきまして「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものである」
ということで規定をされております。電気事業の遂行に当たって必要な費用につきましては、料
金原価に含まれるということであります。

これまでも、建設コストあるいは建設に係る資金調達コストにつきましては、原子力発電所の
廃炉に要する費用について、原子力発電施設解体費として既に料金原価に含めるということが認
められてきたところでございます。

他方で、今般のバックフィット制度の導入をはじめとする規制の変化を通じましては、長期間
の運転停止、あるいは想定外の早期運転終了、こういったことに伴う原子力発電設備の簿価の一
括費用計上、あるいは先ほど申し上げた解体引当金の積み立て不足と、こういった課題あるいは
事態が生じまして、結果として、本来電気料金で回収が認められた費用が実際には回収できな
くならないような問題が生じていると記載しております。

9ページで、対応策でございます。

まず、1つ目の減価償却制度につきましては、一部重複になりますけれども、廃止措置中も電

気事業の一環として事業の用に供される設備について。

1つ目はa、原子力を利用して電気の供給を行うに当たっては、運転終了後も長期にわたる廃止措置が着実に行われることが大前提となっていると。そして原子力発電の特殊性としまして、廃止措置を完遂するまでが全体的な電気事業の一環であるということ、これが1点目。

そして2点目としまして、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備につきましては、廃止措置期間中の安全機能を維持することも念頭に追加あるいは更新のための設備投資が行われており、引き続き使用しているという実態があること。

この2点を理由としまして、運転終了後もその減価償却費を料金原価に含め得るということとするということで対応策を整理してございます。

また、事故炉の廃止措置につきまして新たに取得する設備についても、基本的には廃炉に至る原因のいかんを問わずということで同様の考え方に立ちまして、例えば東京電力の場合には、いわゆる中長期ロードマップに記載の設備につきまして、既に災害損失引当金に見積もられた設備、これらはまた別になるわけですが、その設備のほかにも事故炉の廃止措置に向けて新たに設備の取得が必要となる場合におきましては、その減価償却費を料金原価に含め得るということとするということでございます。

ちなみに、今申し上げた文章に関しまして、辰巳委員からワーキンググループの中で、当然のことでございますけれども、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備の減価償却費計上につきまして、今後仮に電力会社が——あってはならないことですが——事故を起こしたとしても、廃止措置に係る費用については料金で回収することが可能となるということで、モラルハザードが引き起こされることはあってはならないというご指摘があったということは念のため付言をさせていただければと思います。

そして、2つ目の解体引当金制度につきましても対応方針を整理してございます。引当方法につきましては、原子力発電所の稼働状況にかかわらず着実に解体引当金の引き当てを進めると。そしてまた、一定の期間における各期の引当額をできるだけ平準化をするという観点から、定額法という形をとるということで整理をしてございます。

また、実際の引当期間をどうするかということでございますけれども、実際に解体が本格化するまでの間、運転終了後であっても引き当てを継続すると。具体的には、先ほど冒頭にご説明した全体のライフサイクルの中で、現在実際の廃止措置計画における安全貯蔵期間としまして、日本原電の東海発電所の場合におきましては13年、中部電力浜岡原子力発電所の1、2号機の場合におきましては14年ということで、安全貯蔵期間が設定をされてございます。また、そういう実態、あるいは廃炉費用はできるだけ早期に回収すべきという観点などを考慮いたしまして、運転

期間40年に安全貯蔵期間としての10年を加えまして、原則的な引当期間として50年ということで整理をしてございます。

仮に、念のため40年よりも早期に運転を終了すると、こういったケースも当然出てくるわけですが、そういった場合におきましては上記と同様の考え方に立ちまして、運転期間40年より短い運転期間に安全貯蔵期間10年を加えた期間を引当期間といたします。

また一方、安全貯蔵期間につきましては、当然10年未満の長さとなるということも個々のケースによってはございます。その場合におきましては、本格的な解体開始時点、換言すれば安全貯蔵期間の終了時点までに基本的には引き当てを完了すべきであるということでございますので、引当期間を運転開始から安全貯蔵期間の終了時点ということで変更させていただくということでございます。

なお、安全貯蔵期間が10年を超える場合にどうするかということでございますけれども、この場合の引当期間につきましては、基本的には早期に回収ということの観点から、あくまでも運転期間に10年を加えた期間とするということで整理をしてございます。

11ページ、電気料金との関係、こちらにつきましても多くのご審議、ご議論をいただきました。

まず、1つ目の減価償却制度との関係でございます。現行ルールでは、繰り返しになりますけれども、原子力発電の主な設備につきましては耐用年数15年の定率法ということで減価償却が行われてございます。料金原価項目に減価償却費は含まれてございます。

そして、今回の制度変更措置によりまして、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備ということになった場合には、運転終了後も減価償却を継続するということになります。その場合、運転終了後は残存簿価から発電のみに使用する設備の簿価、仮にBとしますと、全体の残存簿価AからBの部分を引きとということで、これを各期に費用配分するということになります。運転中につきましては通常、当然のことですけれども、想定どおりに減価償却することを念頭に料金原価に算入されているということでございますので、運転中と、そして廃炉決定ということで比べた場合に、廃炉決定する前の電気料金に対して追加になるということとはございません。ただ、見方を変えまして、運転終了時の残存簿価が特別損失として処理されると、それで料金原価に算入されないときと比較すると、その部分は追加負担になるということでございます。

また、事故炉につきましては、東京電力の福島第一原発1から4号機の廃止措置関連費用の全体像ということ、これは大変、現時点では総額の見積もりは困難な状況でございますが、会社におきまして現時点で合理的な見積もりということが可能な範囲で、合計9,600億円については計上済みとなっております。これについては、既に特損という形で処理をされておきまして、廃止措置に向けて新たに設備を取得する費用についても、この内数として今後も必要な支出を行うとい

うことが見込まれています。

ページをおめくりいただきまして12ページの「ただし」、それに続きまして、今回の見直しにより、例えば東電の場合、制度改正前までの引き当てにおいて見積もられた設備のほか、事故炉の廃止措置に向けて新たに設備の取得が必要となる場合におきましては、この減価償却費が追加的に原価算入されることになるため、その分につきましては追加負担の要因となる可能性があるということでございます。

2つ目の解体引当金制度、こちらについても整理をさせていただきます。

解体引当金制度については発電実績に応じて引き当てということはご説明申し上げたとおりですけれども、今回の検討そして措置を通じまして、稼働状況にかかわらず着実に引き当てを進めるということで、定額法という形で運転終了後も実際に解体が本格化するまでの間、引き当てを継続するとした場合におきまして、運転中は通常、想定どおりに稼働することを念頭に原価算入ということでございますので、運転中と廃炉決定ということで比べた場合に、廃炉決定する前の電気料金に対して電気料金が上がる、追加負担になるということはございません。ただ、見方を変えて、運転終了時に引当金が十分な額に達しておらず、未引当相当額が特別損失として処理されるというケースと想定した場合には、その部分が追加負担ということで見られるということでございます。

そして13ページ。いずれにしても、今までご議論いただきましたのは、会計上の整理あるいはその料金原価上の取り扱いそれぞれにつきましてご審議をいただいていたわけですが、今回の検証の結果、一定の措置を講ずるということになるわけですが、一定の費用を料金原価に含め得ることが制度上措置された場合におきましても、実際に料金改定を行うかどうかは一義的に電力会社の判断でございます。そして、仮に制度措置を踏まえて、各電力会社がこれらの費用を原価算入し、料金値上げのための認可申請を経産大臣に対して提出する場合におきましては、電気料金審査専門小委員会におきまして中立的・客観的な検討、そして所要の手続を踏まえまして、最大限の経営効率化努力を踏まえたものであるかどうか厳正に原価について審査を行うこととなるということでございます。

以上がこれまでご審議・ご議論いただきました中身、内容をまとめたものでございます。そして、最後13ページ6ポツの適用関係、こちらにつきまして、では、そういったことで特に会計上のルールが変更される場合に、いつからそのルールを適用するのかという問題を最後に記してございます。一般的なルールとしまして「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」という基準がございます。これにつきまして、適用関係に関する一般的な考え方が以下のように示されてございます。

まず、会計方針の変更ということを行った場合におきましては、原則、新たな方針を過去の期間すべてに遡及適用するということになっております。もちろん経過的な取り扱いが別途定められている場合には、その取り扱いに従うということでございます。

会計方針の変更以外の変更の場合には、基本的には遡及適用せずと。改正以降の期間に適用するというのがルールでございます。

そして3つ目に、有形固定資産等の減価償却方法につきましては、基本的に会計方針には該当いたしますが、その変更については会計上の見積もりの変更と区別するということが困難であるということから遡及適用はしないと、これが一般的なルールでございます。

これらを踏まえまして、各委員に事前にもご相談した結果、本件見直しの適用関係につきましては次のとおりとさせていただければと思っております。

まず、減価償却のほう、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、運転終了後も減価償却を行うこととすると、こういう変更でございますが、これは会計方針の変更には該当しないということでございますので、過年度に遡及適用することはしないということでございます。したがって、本年度からということになるわけでございますけれども、本件見直しを行う事業年度につきましては、改正省令の施行の日以前に行った会計処理、これを事後的に変更するということは適切ではないという考え方に基つきまして、今後準備をいたします改正省令の施行の日から適用するということにさせていただければと思っております。

2つ目の解体引当金のほうにつきましては、積み立て方法が生産高比例法から定額法に変わると。また、運転終了後も引き当てを継続することとするという変更につきましては、過年度遡及会計基準上、有形固定資産の減価償却方法の変更に準じまして過年度には遡及適用しない、遡及適用はしないということにさせていただければと思っております。

また、本件見直しを行う事業年度につきましては、料金原価に含め得ることとなるのと同時に、会計処理につきましても変更されることが適切であるということから、これにつきましても改正省令の施行の日からルールを適用することとするということにさせていただければと思っております。

以上、ちょっと一部重複もございまして長くなりましたけれども、事務局からの取りまとめ(案)のご説明を終わらせていただこうと思えます。よろしくお願いします。

○山内座長

どうもありがとうございました。一応プレス撮りはここまでということになっておりますけれども、よろしいですかね。もちろん今後も傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席の上、傍聴ください。

それでは、今、ご説明をいただきました取りまとめ（案）、これに関しまして何かご質問とかご意見がありましたらご発言を願いたいと思いますが、一応ご発言される場合に、お手元にあるネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。その順で指名をしてご発言をいただきます。しかし、関連する発言ということで、そういうことがあった場合には、手を挙げていただければ一括してご発言ということもあるということにさせていただきます。

それでは、何かご質問等ございますでしょうか。

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。

一応今日、こういう案が出ているんですけれども、今後、これをどういうふうにしてどうなるのかという、そのスケジュールがわからないので、それをまず教えていただきたいというのが一つ。

それからもう一つは、私の希望なのですが、2ページの「はじめに」のところの2段落目なんですけれども、最後が「必要に応じて見直しを行うこととした」となっていますが、検証して見直しを行う、何のためというのが余りよくわからないんです、この文章では。この見直しというのは、何のために行っているのかということを書いちゃっていただきたいなと思っておりまゝす。例えば、私が思っていますのは、原子力発電所を、ここに使われている言葉だと「円滑かつ安全な停止を可能とするため」とか、何かそういうふうな文章を書いちゃってここにに入れていただいちゃって、これは何のための見直しだということを明確に書いていただきたいなと思いました。

とりあえず以上です。

○山内座長

最初のほうのご質問について。

○伊藤政策課企画官

ありがとうございます。

スケジュールといいましょうか、今後の段取りにつきまして。今、事務局のほうで考えております段取りにつきまして、まずこれまでの審議を通じて、きょう改めて取りまとめ（案）を見ていただいたということで、もし、きょうの審議を通じて大体この取りまとめ（案）でこれまでの審議が反映されているということでご異論がなければ、今まさに辰巳委員から御指摘いただいた2点目のところについては、ぜひこれは加えさせていただこうと思います。そういった、若干、修辞上あるいは文章の加筆といったところにつきましては、できますれば委員長に最終的にはご一任いただくという前提で、もし、このワーキングとして合意ということであれば、一応本日の

ワーキングにおきまして取りまとめ（案）を確定いたしまして、できるだけ早期に、文章はちょっと最終的にまた委員長のもとできれいにした上で、所定の手続に基づきましてパブリックコメントにかけさせていただくと。大変、本制度変更につきましては、ステークホルダーも多くございますので、そういった方々にも広くご意見を頂戴するということで、基本的には1カ月間のパブリックコメントを行うことを想定してございます。したがって、今日明日というわけにはいかないかもしれませんが、できるだけ近日中にパブリックコメントに付しまして、そうすれば計算上、9月上旬にはパブリックコメントの結果が出そろい、その結果をさらにまた修正する必要があるれば、また委員長とご相談しながら、もちろん中身によって、仮に必要であればまたワーキンググループの場で議論ということになりますけれども、仮に大きな変更がない場合には、委員長のもとで取りまとめ（案）のパブリックコメントを経た最終確定版を確定するという事になるかと思います。

それと並行しまして、その最終確定版を経産省令の形に落としまして、これは基本的に技術的に省令に落とし込むという作業でございますので、それにつきましては政府部内の手続を経て、しかるべきタイミングで、先ほど適用関係ということでご説明しましたけれども、省令を施行していくと、こういう流れを想定してございます。

○山内座長

よろしゅうございますか。2点目にご指摘の点については、確かにおっしゃるとおりのところがございますので、事務局とも相談をして対応させていただくことにします。ありがとうございました。

そのほかにかがでしよう。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

私は基本的には本取りまとめ（案）でご異存ございません。若干確認させていただきたいポイントが2点ございます。まずは9ページ目の（2）の対応策の①原子力発電設備の減価償却制度の（b）のところでございますけれども、追加もしくは更新のための設備投資が行われて、引き続き使用している実態があることを踏まえれば、運転終了後もその設備投資に係る減価償却費を料金原価に含めることとするという意図の文章と理解しております。そこで、この減価償却費については料金原価に含めるという前提があるか否かの確認が一つ目のポイントでございます。その背景には、基本的に追加もしくは更新のための設備投資自体の資産については、収益獲得能力がある資産という基本的な資産の実態があつて、それは料金に含め得るというポイントがございますので、そういう意味でいうと、資産能力のある、あるいは、収益獲得能力のある資産があつ

て、それと同時にその減価償却費は料金原価に含めていくと、そういったロジックが背後にあると理解しております。

それから2点目は、最後の適用関係のところ、14ページの（2）の解体引当金の積み立て方法についての考え方でございますけれども、こちらに遡及適用しない、その理由として、有形固定資産の減価償却方法の変更に準じてという記載がございます。「準じて」の解釈の範囲とか考え方には非常に範囲とか及ぶ効果というのはさまざまであるかと思います。結論として遡及適用しないということについては私も同意しておる一方で、これは減価償却という変更に準じてという考え方と併存する別の考え方としては、いわゆる資産除去債務の、つまり本来だったら債務として積み立てる部分に対応する資産については、残耐用年数に応じて費用配分するというのが、資産除去債務たる解体引当金の基本となる考え方であったと思っております。そういう意味でいうと、費用の配分の変更であろうと、そういう解釈もあるかと思っております。これは非常に会計的で専門的な話なので、このような場でお話しするのは大変恐縮なんですけれども、費用配分の考え方も一方でありますということを確認させていただいて、遡及適用をしないという結論については同意させていただくということでございます。

以上、2点でございます。

○伊藤政策課企画官

ありがとうございます。

まず、1点目の設備投資の減価償却のほうにつきましては、もう永田委員がおっしゃっていただいたご理解で結構だと思います。基本的にはそういう理解のもとで、この記載をさせていただいてございます。また、適用関係につきましては、まさに「準じて」ということでございまして、今回、適用関係の考え方について会計方針の変更には該当するものの、会計上の見積もりの変更と区別することが困難な場合に当たるということで、「準じて」という表記とさせていただいておりますけれども、いずれにしても、おっしゃったことも踏まえて、結論的には過年度には遡及適用しないということにさせていただこうと思っております。

もしよろしければ、会計理論の観点から大日方委員にも補足的にコメントいただければと思いますが、いかがでございでしょうか。

○大日方委員

ご指摘ありましたように、生産高比例法から定額法への変更というのは期間配分方法の変更です。配分方法の変更という点を重視して書いても、結果的には遡及適用しないのです。先ほどご指摘があったように、電力の場合、特例で処理しておりますが、本来は資産除去債務として処理するのが本筋で、その場合には対象となる本体設備の耐用年数にわたって減価償却費に含めると

というのが本筋です。私もこの最初、部案を見て悩んだんですが、どちらが本筋に近いかというと減価償却に準じてのほうが筋的には近いかなと思われま。ただ、今おっしゃったように、要は単純に言えば、費用配分方法の変更ということになるので、ひょっとしたらそちらがわかりやすいかなという気もしなくもありません。結論としては前回私が問題提起しましたように、遡及適用しないということの根拠は何かというときに、どちらをとってもここに書いてあるようになるということが重要であるので、ここはわかりやすい表現を選択すればいいと思うんです。私はこのほうがわかりやすいかなと思ったんです。なぜかという、生産高比例法と定額法というのは一般の人には減価償却方法に見えているというくらいのことで、それ以上の強い理由ではございません。

○伊藤政策課企画官

ありがとうございます。

両委員からのご指摘を踏まえて、今日のような議事に永田委員からのご懸念といいますかご指摘もしっかりと残させていただいた上で、この表現は「準じて」ということで、この表現のままにさせていただければと思っておりますけれども、最終的な結論で省令におきましては、基本的には過年度遡及適用しないということで、ルールとしてはそういった形で、今日、ご合意いただきましたルールを最終的には省令の形に落とし込むという形にさせていただければと思っております。

○山内座長

永田委員からご指摘の点は。

○永田委員

いずれにしても、パブリックコメントをされるということですので、そこでまた何かコメントがあるかもしれません。

○山内座長

場合によっては、一般の方からというか、専門の方も含めてですけれども、コメントがあつて、それを見てということであるかもしれません。わかりました。ただ、結論的にはこれでよいと、こういうことですね。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○辰巳委員

質問ですが、10ページの引当金制度の期間の話です。一応40年で廃炉にするという前提で40年プラス10年というイメージで50年というふうに書かれているんですけれども、それより短かった場合というのはここに説明があるのですが、そんなことはないというふうに思いますけれども、

何か電力会社さんによってはもっと長く運転するんだということもあるようにも聞きますもので、もし、そんなことがあった場合はどうなるのかというのがちょっとよくわからないなというふうに思って、60年、もし運転したいと言われて、規制庁がオーケーだと、もし言った場合、あと20年間、40年プラス20年の20年はどんな形になるのかなと、ちょっと疑問が湧いただけで、あえて書く必要がないなら要らないです。すみません。

○伊藤政策課企画官

ありがとうございます。

もちろん今回のさまざまな規制庁におけるルール変更で、もともと40年にさらに1回に限り20年延長という制度はございます。したがって、実態として60年ということがものによっては実現するということもあるわけですが、今回、ご提案申し上げ、そして今までご審議いただいていると理解しておりますけれども、このルールにおきましては、運転期間40年ということで40年プラス安全貯蔵期間10年、基本的には廃炉費用をできるだけ早期に回収すべきであるということで、40年プラス10年ということでございますので、そこは具体的に炉によって実態として20年延長ということにはかわらず、40年プラス10年ということで原則的な引当期間とするということで整理をさせていただいております。

○山内座長

そのほかにいかがですか、何か。

松村委員、特によろしいですか。ありがとうございます。

それでは、幾つかご指摘をいただきました。特に、辰巳委員の最初の発言の2番目の「はじめに」のところですが、目的についての修文ということについては、ちょっと事務局と相談の上、対応させていただくということにしたいと思います。

そのほかのご質問、ご意見からは本文についての修正について、ご要望がなかったというふうに理解をいたしますので、取りまとめにつきましては、先ほどの修正のみ事務局と相談させていただいた上で、本日の議論を踏まえまして、定められた手続に従って、今後、パブリックコメントにかけさせていただくと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、先ほどもちょっとご説明がありましたけれども、今後のスケジュールについて事務局からご説明願います。

○伊藤政策課企画官

ありがとうございます。

改めまして、きょう辰巳委員からいただいたご意見は、できるだけ文章の形で確定をいたして、パブコメの手続に入るということでやらせていただければと思っております。

また、パブコメで寄せられたご意見につきましては、事務局で整理の上、実際に報告書を修正する必要があるのかどうか、座長とご相談をさせていただくということでございます。パブコメで寄せられたご意見につきましては、整理をして委員の皆様方にも共有させていただければと思っておりますけれども、また寄せられた意見につきましては、その他定められた手続に従い、公表もさせていただくということになってございます。

その結果を通じまして、特段基本的には内容に大きな変更がない、問題がないという場合には、報告書として最終的に決定をするという形にさせていただければと思っております。

また、適時のタイミングでこのワーキンググループの委員を兼ねておられない電気料金審査専門小委員会の委員の方々にもあわせまして何かしらの形でご報告をさせていただくということで考えております。

私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれもちまして終了とさせていただきます。

このワーキンググループにつきましては6月から開始をいたしまして、内容的にかなりご関心、あるいはご関係の方が多いところで、難しい問題ではございましたけれども、委員の皆様にご熱心に審議をいただきまして、こういった取りまとめ、一応の我々のワーキングとしての取りまとめができました。ここに皆さんに御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして今回の廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——